

温泉分析書別表

平成28年11月17日 日環科第350号

1 源泉名	新天神岬の湯
2 源泉所在地	福島県双葉郡楡葉町大字井出字上ノ原10番地6
3 温泉分析依頼者	楡葉町長 松本幸英
4 泉質	ナトリウム-塩化物温泉（低張性弱アルカリ性温泉）
5 泉質別適応症・禁忌症等	<p>浴用の適応症（一般的適応症）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期） ・運動麻痺における筋肉のこわばり ・冷え性 ・末梢循環障害 ・胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど） ・軽症高血圧 ・耐糖能異常（糖尿病） ・軽い高コレステロール血症 ・軽い喘息又は肺気腫 ・痔の痛み ・自律神経不安定症 ・ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など） ・病後回復期 ・疲労回復 ・健康増進 <p>（泉質別適応症）</p> <ul style="list-style-type: none"> きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症 <p>浴用の禁忌症（一般的禁忌症）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の活動期（特に熱のあるとき） ・活動性の結核 ・進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合 ・少し動く息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気 ・むくみのあるような重い腎臓の病気 ・消化管出血 ・目に見える出血があるとき ・慢性の病気の急性増悪期 <p>（泉質別禁忌症）</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当項目なし <p>浴用の方法及び注意</p> <p>ア. 入浴前の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。 （イ）過度の疲労時には身体を休めること。 （ウ）運動後30分程度の間は身体を休めること。 （エ）高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。 （オ）浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。 （カ）入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。 <p>イ. 入浴方法</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。 （イ）入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。 （ウ）入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。 （エ）入浴時間（浴槽に入っている時間） 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。但し、溶存物質が10,000mg/kg以上の高濃度の温泉では、入浴回数は、1日あたり1回程度とし、入浴時間は、5分を超えないようにすること。 <p>ウ. 入浴中の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。 （イ）浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。 （ウ）めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。 <p>エ. 入浴後の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。 （イ）脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。 <p>オ. 湯あたり</p> <p>温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。</p> <p>カ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注) この別表は、温泉法第18条の規定による掲示に直接結びつくものではないが、必要な参考資料となるものである。飲用利用許可を所得していない施設には、原則的に飲用の禁忌症、適応症および飲用の注意事項は記載しないものとする。